

## 評価専門調査会が 実施する調査検討等の進め方（案）

### 1. 国家的に重要な研究開発の評価の進め方について

総合科学技術・イノベーション会議は、内閣府設置法の規定に基づき、国家的に重要な研究開発について評価を行うこととされており、その実施に関しては、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」（平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成29年7月26日一部改正）（以下、「評価に関する本会議決定」という。）を定めている。

この「評価に関する本会議決定」において、事前評価を実施した研究開発については、中間評価及び事後評価、必要に応じて追跡評価を行うこととなっている。評価に当たっては、平成20年度に事後評価を初めて実施することから、その評価方法について、「英国財務省の指針における事後評価の考え方」等を参考として評価の視点や手順等を定めた「事後評価の進め方（平成21年1月19日）」を評価専門調査会において決定した。次に、平成25年度には中間評価の実施が必要になったことから、各省庁の実態を踏まえつつ、中間評価の視点や手順等を検討して「中間評価の進め方（平成27年8月25日）」を評価専門調査会において決定している。

事前評価については、研究開発の概要に基づき評価手法を定めるとの考え方や「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年6月29日法律第86号）」の制定後、平成14年から、国家的に重要な研究開発の評価を実施していることから、評価の進め方について特に定めず実施されてきている。

評価の効率かつ充実を図る目的で、「評価に関する本会議決定」評価に関する本会議決定が平成29年に改定されたことを踏まえ、中間評価及び事後評価の進め方の見直しの必要があったが、当面、実績を踏まえ、その後、見直すこととされている。

今般、いくつかの評価の実績を重ねたことを踏まえ、中間評価及び事後評価の進め方の見直しに着手することとしたい。（見直し案は別紙参照）

また、評価の効率かつ充実の観点から、事前評価についても進め方の策定の議論を行うこととしたい。

## 【今後の予定】

第129回評価専門調査会	事後評価及び中間評価の進め方の見直し 事前評価及び追跡評価の進め方策定の提案
第130回評価専門調査会	事後評価及び中間評価の進め方の見直し
第131回評価専門調査会～	事前評価及び追跡評価の進め方策定に着手

「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）」第3条第1項及び第2項において、10億円以上の研究開発（人文科学のみに関するものを除く。）については事前評価及び事後評価を行うこととなっている。

## 2. 研究開発評価等の今後の充実化に向けた取り組みについて

各府省庁における評価の充実のため、

- ① 国の研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップ
- ② 研究開発評価によるPDCAサイクルの強化
- ③ 国家的に重要な研究開発評価等の充実化に向けた取り組みについて検討を進めていく。詳細は資料4参照